

第五十五回国会 建設委員会 議 録 第 八 号

昭和四十二年五月十七日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事 木村 武雄君

理事 丹羽喬四郎君

理事 石川 次夫君

理事 稻富 稜人君

理事 伊藤宗一郎君

理事 大野 明君

理事 田村 良平君

理事 森山 欽司君

理事 阿部 昭吾君

理事 加藤 万吉君

理事 工藤 良平君

理事 福岡 義登君

理事 小川新一郎君

出席國務大臣

建設 大臣 西村 英一君

出席政府委員

經濟企画庁水質

源局長 松本 茂君

通商産業省化学

工業局長 吉光 久君

建設政務次官

澁谷 直藏君

建設省都市局長

竹内 藤男君

建設省河川局長

古賀雷四郎君

委員外の出席者

農林省農地局管

理部長 義夫君

通商産業省化学

工業局長 吉川 佐吉君

建設省都市局下

水道課長 久保 赴君

自治省財政局交

付税課長 横手 正君

自治省財政局公
營企業第二課長 龜谷 礼次君
専門員 熊本 政晴君

五月十六日

委員勝澤芳雄君辞任につき、その補欠として江田三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員江田三郎君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員渡辺惣蔵君辞任につき、その補欠として加藤万吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤万吉君辞任につき、その補欠として渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤万吉君辞任につき、その補欠として渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤万吉君辞任につき、その補欠として渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤万吉君辞任につき、その補欠として渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤万吉君辞任につき、その補欠として渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤万吉君辞任につき、その補欠として渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤万吉君辞任につき、その補欠として渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤万吉君辞任につき、その補欠として渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日

案されてまいったこととございますので、

その趣旨は非常にけっこうだと思っております。

したが、しかしながらこの緊急措置法につきましては、

やはり何と言つてもそれに伴うところの五カ

年計画の内容が一番大切であると思つて、し

たがいまして、この法案提出と一緒に、五カ年計

画というものをわれわれのほうへ示していただか

なければならぬと思つてございしますが、まだお

示しただいておりません。少なくとも建設省と

してはすでにその案をお持ちであらうと思つて

いますので、五カ年計画というものがどういふ形

で進められるのか、それをお示し願いたいと思

います。

○西村國務大臣 先般下水道緊急措置の五カ年計

画の大ワクをきめまして、しこうしてその内訳の

大体なこと、たとえば管渠に幾ら使う、終末処理

に幾ら使うというふうな大ワクをきめまして閣議

の了承を得たわけであります。しこうして本法律

案が通過いたしますれば、さらに詳細なことを閣

議の決定を求めなければならぬと思つておりま

す。管渠に幾ら、終末処理に幾ら、予備費に幾ら

という数字は事務局から発表させてもよろしい

かと思つております。

○竹内(農)政府委員 たいだい大臣から言われま

した閣議了解によります五カ年計画の投資規模

は、管渠等、これは従来建設省で所管してありま

した管渠等が六千八百億円、それから終末処理場

が二千二百億円、予備費三百億円、計九千三百億

円でございます。現行五カ年計画では管渠等が

三千三百億円、終末処理場が千億円、計四千四百億

円に對しまして二・二倍の規模になっており

ます。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、その九千三

百億の投資によりましてどの程度の下水道施設の

目標が達せられるのか、それを御説明願いたいと

思つております。

○西村國務大臣 九千三百億の投資によつてどの

程度下水道が普及するかということでございます

が、おむね市街地面積とそれから今後下水道で

もつて処理する面積との対比におきまして、三

して、この計画によって三〇〇くらいになれば、さらに次の五カ年計画を立てて普及をしてまいりたい、こういうふうに考えておるその第一段階でございます。

○岡本(隆)委員 そこで、もう一つお尋ねしておきたいのですが、この九千三百億という事業費のワケの中には、五カ年先の市街地の膨張分はもう考えておる、こういうことでございませうが、建設費の値上がりというものをこの中に織り込んでおられるかどうか。従来治水五カ年計画にいたしまして、五カ年やる間にはもう事業費はみな食ってしまふ、建設費が、ほとんど物価が上がつてきますから。この前の治水五カ年計画でもそうでしたね。四カ年たちますと事業費が何ほも残っておられない。ほとんど消化してしまふ。しかし事業費はどつさり残っておる。当初の五カ年計画に比べてその七〇〇くらいよりできておらない。だから事業費と事業量というものは、これはこのごろのように物価が上がる時には別建てで考えていかなければならぬと思ひます。したがって、今度のこの下水道の第五カ年計画には、事業量という面では一応そのときにあるところの市街地の三〇〇までは必ずやるんだということでございますが、そうすると、今度は物価が非常に上がりました場合に、この九千三百億ではおそれくまかないきれない、そういうときは補正追加の計上をせざるを得なければならぬ。いや、もう九千三百億消化したらそれで五カ年計画は達成したんだ、こういう意味ではない、こういうふうに理解していいんですか。それとも九千三百億の事業費を消化することがこの五カ年計画の設定の目標であるのか、それを承りたい。

○西村国務大臣 事業費でなしにやはり事業量でございます。事業量をやりたい。したがって金のほうの面は通常の値上がりの変化はこれでカバーできる。ただし社会情勢が非常に大きく変化すれば、いま御指摘のように事業量はこなせないかもしれないが、通常の値上がりについてはこの費用でこなせるという想定をいたしておるのでございませう。

でございます。

○岡本(隆)委員 それでは、政務次官がおられますから政務次官並びに都市局長にお答えを願つたらいいかと思ひますが、今度の九千三百億の五カ年計画、いろいろ各都市とも下水道整備については都市の近代化というふうな意味で要求が出てまいると思うのですが、それをどういうふうな地域から、どういうふうな性格のものから手をつけていけるか、そういう選択基準と申しますか、そういうふうなものを持っておられますか、持つておられませんか。

○森谷政府委員 新しい下水道整備計画の重点は一体どのようなところに置いていくかという御質問だと思ひますが、まず第一に、水質の汚濁防止対策に一つの重点を置いてまいりたい。隅田川、淀川等水質が特に悪化しておる河川の汚濁を解消するために強力に下水道の整備拡大をはかつてまいりたい。なお、同一流域内の多数の都市の広域にわたる下水道事業を効果的に遂行するため、いわゆる流域下水道事業を強力に推進してまいりたい。

第二番といたしましては、地盤の沈下地帯、これの浸水防除対策に重点を置きたい。東京、大阪、尼崎、新潟等の地盤の沈下地帯及び排水の不良地区における浸水を防除するための下水道対策を強化してまいりたい。

第三番といたしましては、新市街地対策でございます。都市の近郊に開発される新市街地について下水道を先行的に整備してまいりたい。

第四番目といたしましては、し尿処理対策でございます。水洗便所化により都市におけるし尿問題を完全に解決するため下水道の整備拡大をはかつてまいりたい。

最後に、万博の開催に関連いたしまして下水道を整備する必要がありますので、これを一つの重点として考えてまいりたい。

が、この東京、大阪、尼崎、新潟、それに最近大きな問題になってまいっておるのに川口があると思ひます。利根川の流域があるのです。そういうふうなところの地盤沈下の状況、もうすでに地盤沈下が停止しておるのか、あるいはいまでも進行しつつあるのか、その辺について御説明願ひたい。

○久保説明員 地盤沈下の状況が停止しているのか、どういふ状況であるかということでございますが、ただいま数字的な正確な資料は持ち合わせてはおりませんが、たとえば大阪あるいは東京の非常に激しい地盤沈下をしたという地域につきましては、その後の地盤沈下対策事業がかなり進行いたしましたので、沈下のスピードが非常に少なくなつてきております。これは新潟の一部についても同様でございます。しかしながら、沈下の状況が若干上のほうに進行いたしました、ただいま岡本先生御指摘の埼玉県の川口とかそういう上流側が最近若干沈下の程度が著しくなつてい、かように了解をいたしております。

○岡本(隆)委員 この川口とか、新たに工業都市として発展していく地域が、いまのところ新たに進出してきたところの工場がやはりどんどん地下水をくみ上げ、そのために新たな地盤沈下地域となつてくるわけです。だから、新たに工業が発展しますと、どんどん規制地域を早期にきめて、くみ上げを禁止しないとだめなんです。ところがそういうような措置、つまり地盤沈下の未然防止は、現在では起つてから規制地域を指定し、それでもって沈下をとめる。そのときにはすでにもうある程度進んでおる。だから、その浸水防除対策とか、いろいろなことをやらなければならぬ。工業用地として発展していく、そういうようなところについては、やはり地盤沈下の未然防止対策というものを国としては当然立てるべきであると思ひます。企画庁はそういうことを考えておられますか。

○松本政府委員 公共用水道の都市用水の確保に

つきましては、そういった事情も考慮いたしまして、公水の所管省であります通産省におきまして、いろいろの計画をお立てになつておるわけでございませう。そういった資料を総合的にいろいろ勘案いたしまして、水源の開発に努力いたしておるわけでございませう。基本計画の際にはそういった考慮も入れまして、基本計画を策定するようにつとめておるわけでございませう。

○岡本(隆)委員 沈下してから手を入れるというのでなしに、今後はそういう沈下を起さないように、当初からひとつ過去の経験にこりてそういう施策を十分充実させてやつていただきたいと思ひます。

さらに先ほど次官から御説明の新市街地に対して先行投資をやっていきたいということでございますが、それは具体的にはどういふことをさしているのでしょうか。もう少し具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○竹内(義)政府委員 住宅公団あるいはその他の相当大規模な宅地開発をやります場合に、公共下水道をなるべくつくるように奨励指導いたしておりますが、その場合に公共下水道の事業も積極的にやつていく、補助金等その地域に積極的に配分するようにしていく、そういうことを今度の五カ年計画でこれから大いにやつてまいりたい、こういうことでございませう。

○岡本(隆)委員 いずれ近く都市計画法が提案されてまいりますが、その都市計画法の中では、ある程度まとまつたところの宅地開発には、どこまでもそれは許可制度によつてやつていく、したがつてその場合にはもちろん市街地として十分な道路なんかを整備することを要求されると思ひます。そうするとそういうところは、せつかく道路は整備し、舗装もしておいた、しかしあとからまた下水道をつくるために掘り返すというところでは二重投資になりますから、勢いそういうところについては、もちろん下水道の先行投資というものが一つの条件になつてくるであらうと思ひます。それを内容としなければならぬと思

また、下水道の整備につきましては、かねがねこの水質基準の設定と並びまして非常に大切なこ

とだと考えておりました。昭和四十年十月二十五日には、経済企画庁長官の名前をもちまして、関係の各大臣に対して、水質の保全に係る下水道等の整備について、ということにつきまして、できるだけ下水道の整備をはかっていっていただきたいということを、保全法の規定に基づきまして勧告をいたしましたことがございます。

○岡本(隆)委員 京都の下水道というのは私は特殊な位置にあると思うのです。その下流に大阪という大きな人口があり、さらに大きな産業がある。その上流にあるところの大都市でありますから、したがってその水質の問題を非常にきびしく保全することを要求されるわけですね。大阪であります。たとえば尿処理なんかでも完全処理しなくても、まあ沈んでん槽だけで沈んでしまいう海へ流す、あるいはうんと川下に流す、河口のほうへ流すというふうなことで済むわけでございませうけれども、京都の下水道になりますと、やっぱりきちんと二十PPM以下にして出せ、こういうことを要求されるわけですね。だから下水道の施設も、非常に海に面しておるいは海に近いところと比べたら、やはり上流であるということのゆえをもつて非常に膨大な設備が要求されるというところが一つ。その次には、いま御説明があったように経済の発展と一緒にどどん川がよれていく、だから早急にやれ、非常に急速な事業の達成をいま要求されておる。したがって短期間に膨大な投資をやらなければならぬ、こういうことになってくるわけでありまして、こういう都市はまあほかにも、たとえば京都、私も頭で考えてみたのですが、岐阜がそうだと思うのです、名古屋が下にございまして、それから奈良が小さいながらやつぱり下に、おそらく奈良は大和川に流れていくのじゃないかと思いますが、奈良がそういう地域である。しかしいづれも京都のように大きくありません。それから資料を調べてみますと、岐阜は非常に普及しております。五〇%まで普及しておるといふふうにいわれております。奈良県はまあ京都よりは下のようでございます。

が、いずれにいたしましても、こういうような岐阜であるとか奈良であるとか、ことに京都というような大都市の置かれてある地域というものは、実に財政上つらいところがあるわけですね。だからそういう都市については特別の処遇がなければならぬ、私はこう思うのです。そしてまた従来京都市から要望いたしました補助率が他の都市よりも少し高かったと思うのです。ところが今度は全部一律に補助率を十分の四にして、その特殊性というものが今度は消えてなくなっているのです。だからその特殊性が消えてなくなつたのは、京都はそういうところでなくなつたのか、もうそういうのは急いでやらなくともいいのか、あるいは二十PPMまでにきれいにしなくともいいのか、京都も下水道の進捗率はほかの都市と同じでもかまわない、さらにまた処理状況もほかの都市並みに落としてもかまわぬ、こういうことで補助率を一律にされたのか、あるいは何か理由があるのか、ひとつ、今度補助率を一律にされたという点については、京都から出ている私としては非常に不満なのですが、それについての御説明を願いたいと思ひます。

○建設政府委員 今回補助率を従来の三分の一あるいは四分の一を一律に十分の四に引き上げることにいたしましたおるわけでございますが、これは岡本先生がたい言われたように、特殊な事情の地域の京都市のような下水道を従来のように特段の考慮を払わない方針なのかという御質問でございますが、そのようには考えておらないのでございます。何と言いましても、先ほど来からの御質問にもいわれておりますように、下水道の整備が非常におくれておる。これを何とかして早急に整備しなくちゃならぬということはもう言うまでもございませぬ。それにつきまして、従来補助率が非常に低かった。それでこれを実施する地方の自治団体から、何とかしてこの補助率を引き上げてもらいたいという非常に熱心な要請があったわけでございます。そこで、これらの要請を背景にいたしまして大蔵当局と折衝いたしました結果、と

にかく一律に十分の四ということに引き上げを見ることがなつたわけでございます。補助率についてはそうでございます。ただこれを実施する段階におきまして、ただこれを実施する段階のような非常に特殊な事情をかかえておる地域につきましましては、建設省といたしまして、一般の地域と異なつた特段の重点を置いて対処しなければならぬのは当然でございます。そういう事業の実施の段階におきまして、補助率とはまた別個に優先的に処理をしてみたい、特段の考慮を払つてこれを早急に整備するようにやってみたい、かように考えておるわけでありませう。

○岡本(隆)委員 これは特に建設大臣にもしかとお答え願ひねと思ひますが、京都のそういう施設というものを特に配慮をしていただかないと、淀川の水質は何はたつてもよくなりませう。京都の財政能力というものをやはり考えていただかなければならぬと思ひます。

そこで自治省にお尋ねをいたしますが、いま下水道事業というものは水道事業と一緒に独立採算制で行なわれておる模様でございます。しかし私は、下水道というのは公共事業であることはもちろんでございますが、これを公営企業として行なうことはどうかと思ひます。現在公営企業としてやれ、こういうことのように私は理解しておるのでございますが、自治省はどういう指導をしておられるのですか。

○横手説明員 お答えいたします。自治省の考え方を申し上げますと、実は下水道関係の問題につきましては、専門家からなります下水道研究委員会というものがございまして、そこでこの下水道のあり方についていろいろ検討されております。その意見の中に、いま先生のお話の關係のことも出ておるわけでございまして、それによりますと、公共下水道事業は元来独立採算の成立する事業とは認めにくい面もある、しかも公共下水道を取り巻く客観情勢はますます公共下水道を非収益的な方向に向かわしておる。したがって、今後の公共下水道の運営につきましては、

特別会計を設ける必要があるが、かつ、できるだけこの会計については企業会計方式の経理によつてその内容をはつきりさせる必要がある、そういう意見が出ておりました。こうした意見を参考にさしていただかしまして指導を進めるといった考え方でおるわけでございます。

○岡本(隆)委員 私にはおっしゃったことがもう一つぴんと頭に入りにくかつたのですが、具体的に川の水質基準を保全するためには、使つた水はきれいにして返さなければならぬ、これはやはり、単に下水処理をする、尿処理をするというだけの自分の都市の汚水の処理という範囲を越えて、下流に対する公共的な責任を果たすという面が相当あるわけでありませう。したがって、たとえば、そらばんがもつように長いことかかつてそこそこの程度にということをやつていけば、事業量も事業費も少なくて済むと思ひます。それを早急に早くやれ、そしてきれいにせよ、うんときれいにせよ、そして下流に魚が住むようにちゃんとせよ、こういうふうに言われまして、これは短期間に圧縮して事業をやらなければならぬ。そうすると、うんと金がかかる。そうすると、利子だけどもよたよたしてしまふ、こういうことになってくるわけでありませう。したがって、いまおっしゃる企業性と公共性とが混在しておるというところにもちろん補助というものも出てきているのであらうと思ひます。しかしながら国の補助がそういうような形で公共性の高い公共性があるから出すのだ、こういうことでございまして、公共性が特に高いところは特に手厚い手当をしなければならぬという理屈が私は出てくると思ひます。そんならもう十分の四で全国一律や、こういうことなら私はどうしても納得できぬのです。これはやはりそういうふうな責任を負わされ、そういうふうな地位に置かれた都市については格段の措置がなければならぬ、私はこう思ひます。そういうものが、そういうばく

○横手説明員 公共下水道の費用負担の關係につ

きましては、先生詳しく御存じのようでございますが、これは雨水分と汚水分とありますし、それに対しての費用の負担関係、こういったものについていろいろ検討いたしてまいっておるわけでありまして。いまの先生のお話ですと、地方団体に對する財源措置が十分になされる必要があるのではないかと、こういうこととございまして。実は昨年までは、地方団体の財源措置といたしましては交付税制度によりまして基準財政需要額に幾らか算入いたしますとともに、地方債でかなりのめんどろを見てまいっておたわけでございます。その中で交付税のほうで見ておりましたもの、これはわりあい薄まきの形で見ておたという欠点がございます。本年度からはこれをはっきりと下水道費という費目を設けてまして、しかも事業の必要度あるいは緊急度、こういったものを考えまして、人口の集中度を基準にとりまして、いわゆる集中地区人口というものを基準にとりまして、できるだけ重点的に配分するという考え方が、基準財政需要額への算入方法の改正を考えております。

○岡本(隆)委員 そういふこまかい自治体に対す

る交付税関係のことになるとちよつと弱くも弱いのですが、要はこういうことなんです。京都の場合、従来一六〇自己資金として負担しておた。早急に整備を要求されるのに事業量を大幅に伸ばしますと、大体四十二年から四十八年にかけて七カ年計画を立てているのに、年間十五億くらい自己負担金が必要というのです。しかしながら、従来のなによりありますと年々二、三億程度下水道に自己負担金を見ておたのが、早急に支出基準が実施され、それに対応するところの下水道事業を達成していくには、どうしてもそれだけ膨大な事業費を自己負担しなければならぬ。それではとてもほかの事業はやれぬ、お手上げだ、こういうことなんです。そうなつてまいりますと、やはり補助率をうんと上げて国で負担してもらるか、あるいは借金せよというのなら地方債でめんどろ見てもらつてもいいですが、しかし地方債で大きな借金背負わされたら、やはり利息を払わねばならぬでしょう。それから元金も払わねばならぬでしょう。それがまたたいへんですね。元金あるいは地方債に対する利息、そういうものが幾らか基準財政需要額の中に入つて、京都市のほうはあとは自治省のほうへもたれ込んでいったらそれでいけるのか、あるいはやはり京都市民が汗とあぶらの税金でいまからそれを払っていかなければならぬのか。その辺のところを、ひとつわかりやすく説明してほしい。

○横手説明員 今年度の公共下水道の地方負担額

の総額の面から見ますと、地方負担総額はおおむね交付税と地方債と受益者負担金、これによつてます。また、一応総額としては財源措置がなされております。ただ、これが個々の団体の問題になります。実は地方債の面は補助事業については三割、単独事業については三分の二、こういう事業費に見合つてつづいてございしますが、交付税のほうはそうした個々の団体の様相をとらえないで、さき申し上げました集中地区人口といったような基準で配りますので、ある

いは事業をやつておる団体にも現在事業をやつ

ていない団体にも配られるというようになつてまいります。したがつて個々の団体になりますと、多少の過不足が出るのはある程度やむを得ない現象になつております。交付税制度というものが、そうした客観的な資料で配分されます以上、やむを得ない形になつております。ただその場合に、今年度もかなり実績を勘案するというような方向での算定方法の改善、合理化、こういうようなことは相変わらず行なつてまいっておるわけでございます。

なお、地方負担が非常に大きく急激にふくらむという点に關連しましては、実はおそろく公共下水道事業総事業のうちの補助事業と単独事業の割合からむ問題もあらうかと思ひます。そうした面でも、私どものほうはできるだけ補助対象事業の拡大といったようなことは積極的に今後検討してまいらなければならぬのじゃないか。今年度は幸い補助率の差等の問題は前進されたわけでございますが、今後は、最近の生活環境施設の整備の重要性という面からしますと、補助対象事業の拡大という面につきまして私どもも検討してまいる必要があろう、かように考へておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 一般論として言われるとよくのふだめですが、そこで、いまの京都というところは全国で一つと言つてもいいのです。二、三百万という人口を持つところの大阪の上に、しかも淀川の水は大阪だけではない。神戸まで使つておるのです。そのような広い阪神地区一帯が上水道に使つておる。こういうふうな地域の広大な人口と産業の上に、上流に百万をこえるところの百二十万の人口がある。そういうふうなところの水質保全を要求されておる京都市、したがつて下水道事業を早急に達成しなければならぬ。それは、いままで日本は、まあいままでも京都でもそうなんです。戦前か戦後十年ぐらゐの間はし尿の農村還元が相当あったのです。だからいまほし尿の処理というものが水質に影響するということとはなかつた。ところが現在ではもう農村還元ということはゼロにひとしい。それで全部処理場に投入していくわけですね。だから未処理のまま、極端に言えば鳥羽の処理場には能力の限界がある。能力の限界を越えたところのし尿をばんばん全部ほうり込んでおる。だから未処理のし尿が、どんどん下流に流れていくという現状です。もちろんそれは処理場を通つていくものもありません。通つていくものもありません。それは未処理のまま出ていくんです。だからそういうふうなことのためにBODが高くなる。それだけでなしに、大腸菌が非常に淀川ではふえてきていくというふうな状況になつておるから早くしろ、早くしなければならぬ、こういうことになつてき、水資源局でも企画庁でもその水質基準を高くするからおまえのところ早くやれ、こういうことでしょ。企画庁のほうで水質基準を高めてこれだけしろという強い規制が出てくる。片っ方ではそういう事情でもうやむを得ぬから、し尿処理はほとんどそういうふうな面で、現在汚染しておる。だから今度は工場もきちつと規制するのだ、こう規制ばかりきつう言われてもできぬことはできぬです。だからそれにはやはり、先ほど水資源局長も言われましたが、下水道を大いに早く促進して、そこへ工場の排水を流させるようにする、こういうことでございしますが、それにはどれだけの経済的な財政的な裏づけがあるのかということなんです。だからその財政的な裏づけと事業の進行、それにマッチしたところの規制というものとがマッチしないと規制ばかり先ばしりされたのでは京都の産業は伸びませんよ。また京都の産業というのは染織業が非常に多い。これもよくございまして、あと染織業のほうをうんと流しますから非常に水質をきたなくします。そういうのはみんな中小企業、零細企業です。だからきれいにせよと言つたてなかなかなうはいかないのです。だからそういう点を含んだ指導をやつてもらわなければならぬと思ふのであります。

ちようど大臣お帰りになりましたから、いまちよつと議論を聞いていただいたと思うのでありますが、先ほどから京都の置かれておる特殊性、そしてそれに基づいて要求されておる水質保全に對する責任、それを果たすためには早急に下水道事業というものを完成しなければならぬが、しかしながら京都の財政力ではなかなかそれは困難である。ところが従来、困難だろうからよその都市よりもちよつとよけいめんどろを見てやろうというふうな補助率が少し高かったのですが、今度は一律になったのです。下水道事業というものを早急にやるためには、一律にやって、そして緊急措置として一斉にその下水道事業を進めなければいかぬ、こういうことになっておりますが、その中でも特に早くやらなければならぬという地位に置かれる京都市についてはこれは特別措置が当然あるべきである、こういうふうに思うのでございまして、今度はそれが消えてなくなつたということがこれはけしからぬといふ言っているわけなんです。これはそれは修正してもらいたいと思うのですが、できれば修正してもらいたいと思うので、京都市に對する特別の配慮をしていただきたいと思は思つておるものであります。この下水道法には費用の負担についてきちんと書いてない。第三十四条で、国は、公共下水道または都市下水路の設置もしくは改築に伴う費用については予算の範囲内で政令で定めるところで費用の一部を補助することができ、こう書いてあるので、明示してないです。それだけ国が下水道について金を負担するかどうかというところは、下水道法には明示してないのです。緊急措置法ができて下水道事業をきんどんやろうという限りにおいては、国はこれだけの責任を持ちますから、だからしつかりみなやつてくれ、補助率もアップしてこれだけの責任を持つのだからというところを法律できんどんと、緊急措置法の中よりも下水道法の改正が出ていますので、すから、やつぱり費用の負担もはつきり、道路、なんなかきれいに書いていますので、道路は書

いてあるが下水道は書いてない、道路のほうが大事で下水道はどうでもいいというのがいままで考へ方だったかもしれない。しかしながら今度になってまいりました。下水道もたいへんなことになってまいりました。こういうことであるなら道路と同じように下水道の費用の負担を明示しなければならぬ、また特殊なところにはそれだけの責任を負います、こういうことでなくてはならぬと思つております。これはあえてこういうことになっておる。都市計画道路については費用はこういうふうな半分担しますと法律に明示されているのに、下水道だけ明示されていないのはどういふわけか、今度あえてそれを意図しておられるのはどういふわけか、ひとつそういうこともあわせてお答えを願ひたいと思ひます。

○西村國務大臣 御質問の大体の考へ方は賛成です。しかし御承知のように四十二年の予算におきましても補助率は一般的に上げたのです。それでいまおっしゃいますことは、一般的に上げたので京都市につきましても上がつてはおるけれども、しかしやはり特別な地域があるのじゃないか。特別の地域というのは京都ばかりではないと私は思ひまして、ここに、まあ御質問にもありませんでした、流域下水道といつて都市がずつと並んでおる場合に、ほんとうにコモンになる下水道、各都市が川に流し込まぬで、コモンの下水道をつくつて、そうして一カ所にいい終末処理を置いてやれば、各都市が非常にきれいになるのです。そういうような流域の下水道というものを、あるいは都市の特定なもの、特定なものがあるからこそ経済企画庁で所管しておる水質基準も特定な河川を指定してあるのです。したがって、そういう点につきましましては今後せつかく研究させていたしたいと思ひます。

政令で定めていたかったのも、なかなか補助率の問題で、実は正直なことは大蔵省とかなかなか折衝がつかないものであります。いままでの補助率ではとてもやれぬ、それを政令できめてしまふともうきまつたようなことになりまふから、何と

か上げたいというふうなことであつたわけでありまして、今度はまあ一応上がりましたけれども、いま御指摘の特定なところは特別に考へる必要があるのじゃないかということにつきましては、十分私ども今後大蔵省との折衝におきまして考へたいと思ひますが、それじゃこし四十二年度どうなるかといへば、それはそう簡単にはいきませうけれども、せつかく努力をしたい、こう思つておる次第であります。

○岡本委員 水資源局長にお尋ねしますが、先ほど私申し上げましたように、これは規制ばかり先ばししても京都市は困る、だから京都市の下水道の進捗状況とにらみ合せて、水質基準というものの規制を考へていただきたいというところを申し上げておりましたが、それはどうですか。そういうふうなやつていただけませんか。

○松本政府委員 先ほどお答えいたしましたように、現在具体的にどういふ基準をやつていくかという点につきましては、府、市の方々といろいろ協議いたしておる段階でございます。私どももいたしましては、国も府も市もそれぞれ大いに協力していただいて、下水道の整備等を大いにやつていただきたい。同時に、工場と申しますか企業の場合もできる限りひとつ御努力いただいて、排水処理の改善について努力していただきたい、こういうふうな思つておるわけでございます。具体的な水質基準の決定につきましては、十分地元の方々と協議の上やつていきたいと思います。

○岡本委員 くだいようでございますけれども、淀川の水質というものは、これは何かの資料で見ただけでございますけれども、大体毎秒百八トン流れておりますと自浄作用がある。柴島の地点で百八トン流れておると自浄作用がある。しかしながら、それが百八トンから落ちると、加速度的に自浄作用が落ちていつて、どんどんよごれてくる。だから、どうしても百八トンは流しておかないと、淀川の水質は保全されない。必要水

量は百四十トンである。しかし自浄作用を保たすためには百八十トンの水量を流さなければならぬ。そのためには非常に水がもつたない。四十トン節約できるものを、よごれ過ぎるから十分に流しているのだ。だから水質保全施設さえ十分になれば、四十トンの水が生まれてくるというふうなことをだれかが書いておるのを見ましたが、そういうことであるとするれば、京都の下水道施設を完成するということは、秒四十トンの水資源の開発になるのです。だから京都の下水道施設というものに秒四十トンの水資源投資をしようだとして、それでいい勘定になるわけでしょう。また一面その下流の大府にしてみても、柴島ではもうよごれていて、ことに御承知のように鴨川筋の桂川から入っていく水がひどくよごれている。木津川から入っていく水はよごれていない。たとえば枚方大橋を空から見ると、水の色が右と左で違ふということが言われております。だから柴島の取水口を反対側に移つてきた。さらにそれを今度はもつと上流に持つてこぬとぐあいが悪くなつてきたというふうなことが言われております。そういうふうな取水口を移転したり上へ上げたというふうなことをやらなければならぬというふうなことになる。それとやらぬ費用で、だからそういうふうな投資をするくらいなら、淀川の水をきれいにしよう。それによつて従来の施設でいけるようにしよう。京都の下水道施設というものは下流都市に對するところの水の確保の大きな対策にもなるわけなんです。だから、京都の下水道施設というものは単に京都の市民のためだけである、これは当然京都市民の負担において下水道を完全に整備せよといわれることには無理があるわけでありまふから、やはり公共的な投資をやつていただきたい、こういうふうな思ひます。これは希望意見として申し上げておくのでございまして、ひとつ十分それを勘案していただきたいと思ひます。

それからもう一つ私は自治省にお尋ねをいたしたいと思うのですが、そういうことで下水道に早急な設備投資をやるのに、投資されたところの地方債とか、公営企業金融公庫から借りる金、これらの償還期限をもっと延長できぬか。また利率をもっと下げられぬか。そうするとだいたい利率になるのですね。だからそういうような面で地方団体全体が、こういう下水道という大きな先行投資に対しては、現在の償還期限や現在の利率ではちょっとつらいから何とかしてくれという運動が出ておりますか。だからそういう点どうなっておりますか。自治省のほうでそういう努力を現在しておられますか、おられませんか。その辺を承りたいと思います。

○機手説明員 だいたいの話でございますが、公共下水道事業のみに限らず、その他の事業の面につきましても、地方債の償還期限、これの問題についてはいろいろ検討を要する問題があらうというところで、実は検討も行なっておるようでございます。私、交付税課のほうの者でございます。地方債課のほうでこれは所管されておりますので、どの程度検討が進んでおるかちょっと詳細なことはわかりかねておるわけでございますが、全般的な考え方として、地方債の償還期限、これについては検討すべきだということで検討がなされておるやに聞いております。

○岡本(隆)委員 それからもう一つ、下水道料金のことなんです。いま下水道料金は公営企業課のほうで扱っておられるのであらうと思うのでありますが、下水道料金についてどういうふうな指導をしておられるか。私が京都市の例を聞いてみたんですが、とにかく浄化された水も浄化されない水も同じ料金で、つまり水道の使用料で下水道の料金がきまっています。だから浄化槽を持っている者だって浄化槽を持っていない者だって、水道をよけい使った下水道料金は高くなる。さらにまた、井戸を持っていたところは、その井戸からのくみ上げ量というものをおよそ想定して、それに応じたところの下水道料金を徴収するんだ、こう

いうことなんです。そういうことになりましたと、たとえて言えばこのごろはクーラーが非常に使われておりますね。そうすると、クーラーをどんどん使って水を流せば膨大な下水道料金を払わなければならない。ところがそのクーラーの水はどういう役割りを果たしているかというところ、水質をきれいにする役割りを果たしているのです。だから下水道料金というものはいわゆる管渠の下水道管の使用料なのかあるいは処理施設の使用料なのか、その両方なのかというところになってまいるわけでございますが、この点どういう考え方に立っておりますのかということが一つです。

その次に私の考え方を申し上げますが、いま現実として下水道整備五カ年計画が表面に出てきました。そうすると各都市とも、工場にしても住宅にいたしましても、もうそこへ下水道ができるのだと、高い金をかけて浄化槽をつくることではない、みな待っています。そうなると、自分でつくるところの浄化槽の建設がストップするわけですね。しばらくしんぼうしておけということですね。ストップするわけですね。そのことはそれだけ大きな処理場をつくらなければならぬということですね。しかし民間でつくりたい人はいまだでも浄化槽をどんどんつくってくださいます。そうしたら浄化槽を通して出てくる水はきれいになっておるのだから、だからその分は下水道料金の負担を軽減します、こういうことになれば、いまだでも早く

つくりたい人はつくりやすい。工場だって自分のところである程度まできれいに流すという努力をいまからだとして下水道のきれいに流すのを待たずにやるでしょう。ところがそんな設備資金を投入しても、そういう設備をつくっても、結局下水道ができたと同じように料金とられるのだから、そんな四、五年のために、家庭でいえば浄化槽をつくるのに二、三十万かかりますわ。それからまた工場でありまして、もう二、三百万、数百万かかる。そういうような設備をやって、結局そのあと下水道の料金が同じことなら何ならぬです。それは企業としてはつくらぬでたれ流し

にしておきますよ。いまだってちょっとでも水質を保全するというためには、いまだって自力でつくりたい人はつくらないで、下水道料金も軽減されますよ、こういうことであれば、そのことはちょっとでも現在の水質を保全することになりましてね。だからそういう措置はとれぬのかというところで、その二点についてひとつお答えを願いたい。

○亀谷説明員 公営企業会計との関連で先ほどの問題にも関連した御質問でございますが、御承知のように、先ほど交付税課長から御答弁申し上げましたように、現行の地方公営企業会計の法規では、すべての下水道会計についてこれを強制的に地方公営企業法を適用せしめるという制度にはいたさないことになっております。御承知のように、任意適用で、個々の団体についてその事情に応じて地方公営企業法の適用を受ける団体についてはその適用を受けしめるということでありまして、御承知のことと思いますが、現在百七十七幾つあります地方公営下水道事業会計の中で、二十五団体は現在法に基づきますところの適用の企業会計をやっております。そういうことで、私のほうでは特に上水道あるいは他の企業会計のようにおしなべてこの法の適用を強制したしておるわけではございませんので、その点は御了承いただきたいと思っております。

なお、料金の問題につきましても先ほど来御質問にございましたように、現在建設途中において非常に膨大な経費も伴うし、また公共事業のパートと料金収益でまかなうべきパートの問題についてもいろいろと見方の問題がございますことは御指摘のとおりでございます。そういう点につきましては、御承知かと思っております。現在の公営企業法でも一般会計から当然持つべきものとそれからもっぱら料金でまかなうべきものとの負担の区分についてもこれはいろいろ問題がございます。他、水道や工業水道については当然一般会計に入れるものについても明定をいたしたわけで

ございますが、下水道につきましても今回の制度の改正等の問題もございまして、一応の方向としてはそういう考え方で現在検討しておりますけれども、まだその点が明確に具体化しておりません。いずれも今回の制度改正の方向等がはっきりいたしました場合には、その問題も含めてわれわれとしてはその問題ははっきりいたしたいと思っております。料金問題についても各般の御指摘がございましたけれども、要はできる限り建設がスムーズに行なわれ、地元の負担と申しますか、住民の持つべき負担分野も合理的な負担として納得できるような方向が示されているわけでありまして、一般会計の負担等も含めて御指摘のような点について検討いたしておるわけでございますので、御了解を願いたいと思っております。

○岡本(隆)委員 都市局長、別に何もありませんが。○竹内(藤)政府委員 使用料をとる場合に、量によるものと質によるものがあるわけであります。質によるものを使用料の階級に込めざるべきではないかという御指摘でございますが、一般的には下水の量で使用料をとる。特別に悪い水を流すいわゆる工場排水等の問題については質も加味すべきであるというのがわれわれの考え方の基本でございます。それから、ただいま御指摘になりましたような浄化槽をつけた家庭とつけないう家庭の水を区分するということとはなかなか技術的にもむずかしい問題でございますので、そういうものにつきましては質まで区分するということは、現在のところわれわれの基本的な考え方として考えておりません。ただ工場等で特に悪い水を出す場合は質も考えていきたいと思っております。

○岡本(隆)委員 私の言うのは、そういうことであります。浄化槽をやめて下水道へ直結してしまおうというのです。そうするとさかつかつておる浄化施設というものが、現在でも相当あると思うのですが、むだになってしまふ。しかしながらそれをそのまま持っておりますと、御承知のように浄化槽は年に二回ほど掃除せんならぬ。そうすると一回掃除すれば、そう大きくななくても

を終わりたいと思います。

○森下委員長 この際、理事会の協議によりまして、河川に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

加藤万吉君。

○加藤(万)委員 佐藤内閣の基本政策の中に人間尊重の政策が非常に重視をされておるわけですが、最近、末端行政の中では、この人間尊重の政策が行政的に生かされてない面がしばしば見受けられるわけです。特に児童の生命尊重あるいは児童の人間尊重といましようか、この整備について行政的にもあるいは政策的にもたいへんおくれ

特に高度成長政策で建設関係あるいは公共施設のために児童の死亡ないしは災害というものがたくさん起きております。特にこの砂利あるいは砂等をめぐる問題はすでにダンブカーの事件で社会的にも知られているところであります。最近運搬上の事故ではなくして、砂利や砂を採取するその現場における事故がたくさん起きております。この問題は最近NHKやあるいは産経新聞あるいはその他の新聞等でキャンペーンを張っているところでありますが、神奈川県の特に相模川周辺あるいは相模湾の沿岸等においてはこの砂利採取による児童の遭難事故が非常にありますので、この際関係当局にこれらに対する諸政策あるいは末端行政

私の手元に相模川ないしは相模湾の周辺における最近の児童の死亡が報告をされております。昭和四十一年の十一月には国有地のいわゆる辻堂団地周辺あるいは昔辻堂演習場といわれた相模湾の沿岸、さらに昭和四十二年の四月三日には茅ヶ崎の香川という相模川のこれまた河川敷よりも一キロばかり離れた地点であります。ここで森一幸君、野崎裕之君、さらに昭和四十二年の四月六日

には同じく茅ヶ崎の周辺で櫻井宏君、それぞれが、砂利を採掘した、ないしは建設現場におけるマンホールの穴あと、そこにおいて死亡をいたしたのであります。このような事件が頻発をいたしますもので、地元の関係団体あるいは先ほど申し上げましたNHKその他の関係新聞はたいへんなキャンペーンを突は張っているところであります。

そこで私は建設省にまずお伺いをいたしたいのであります。神奈川県下にはいま三十五の業者が入っております。そして採掘現場は百三十九件、その面積は九十二ヘクタールであります。この中で、私の調査によりますと、この児童の生命を守るための本来行政指導としてなすべき鉄さくはないはさくを設けている現場はほとんど見当たりません。私の調べた限りでは見当たりません。したがってこのような砂利採掘に対して、たとえば河川敷における、あるいは農地転用後における砂利採掘現場等における指導、こういうものは現在の監督行政の指導機関では野方図になっておるのかどうか、なお、その広さやあるいは条件等についても無制限に今日なされておるのかどうか、この辺まずお聞きをしたいと思ひます。

○西村国務大臣　たくさん事例をあげての御質問でございますが、砂利採取業あるいは砂利採取業者というものの監督は、砂利採取法によりまして通産大臣の所管になっております。しかし、その砂利業者が河川の区域内に来て砂利を取る場合には、どういう業者であらうと、河川法の定むるところによりまして、河川管理者、知事とか建設大臣とかの認可を受けなければ取れないことになっております。しかし、砂利採取業者は、河川敷のみならず農地でもやる場合もありましようし、いろいろな場合にやるわけでございます。したがって、河川敷で砂利が取られる場合におきましては、許可認可のことにつきましては建設省の責任でございます。業者の取り締まりその他につきましては、それはどういふふうになっておるか、通産省の方からお聞きになっていただきたい、かやうに思う次第でございます。

○加藤(万)委員　それでは具体的な一つの例をあげてお聞きを申し上げたいと思ひますが、ナンバー四の写真をごらん願ひたいと思ひます。これは日本住宅建設株式会社は住宅造成をやっておりますところでありまして、これはマンホールがありまして、鉄さくがありません。この写真はあとでとりまいたから鉄さくがありませんが、このマンホールの穴が約四メートルであります。建設関係の事業を行なうときに、今日の高層ビルあるいは住宅公団等の建設事業にも、こういういわゆる穴を掘って、そこにマンホールをつくる、いまの浄化槽ではございませんが、そういう場合がしばしばあるわけですね。こういう場合に、これから雨季に入るわけでありまして、ごらんのように入れば子供の遊び場になるわけでございますが、こういうものに対する監督行政はどのようになるのでしょうか、これが一つ。

もう一つ、これは農林省の農地課長がおいでになっておると思ひますのでお聞きをいたしますが、ナンバー二の写真を提示いたしますが、これは農地転用による砂利採掘でございます。実はこの場合は許可がされておられません。いわゆる無許可、盗掘であります。したがって、こういう場合に、農林省の行政指導として農地委員会に、直ちに中止をするようにしは埋め立てるといふことを強制的に指導できないものか。

いま一つ申し上げたいのは、この写真をあとでごらんいただきたいと思ひますが、この採掘現場のすぐそばに学校のビルがあるのではありません。小学校があるのではありません。その小学校のそばに水深七メートル程度の穴が掘られて、水が満ちておるわけですが、こういう学校の近所、いわゆる小学校児童の通学あるいは遊び場として好適な地域に対する砂利採掘等は農地転用上許されておるものか、この辺をお聞きしたいと思ひます。

○小山説明員　農地転用の場合に、まず正規の転用の許可を受けさせるわけです。普通のルールで

すというふうになっております。そのときには、いま転用の許可の権限は知事に委任をしておりますので、県庁の段階で関係課全部集まっていたかと思いますが、その転用を認めるべきかどうか、あるいは認めるにしてもどういう条件をつけて認めるべきかということ、個別のケースによつてかなり違いますので、それぞれの申請の事案に合った処理のしかたをするための協議会のやうなものをつくらせております。いまお話のございました神奈川県庁でもそういう組織ができておりまして、やっております。普通つけますのは、おっしゃるやうな事故を防ぐためには、砂利を掘ったあとすぐにそこを埋めつてしまふことが大事

なわけでございます。そのために、あんまり大規模な許可を一度にやりますと、そのまま逃げられてしまつてはだめなので、神奈川県庁なんかでやっておりますのは、一ヘクタール以上の規模のものを一どきに認めるということではない。小規模のものをまず認めて、そして条件どおりにさくをつけるなりあるいは埋め立てるなりということをしきつとやっておりますかどうかということを見た上で、これは信用できるということであればその次の許可をまたやっていくというふうな運用を事実上やらせております。しかし、先ほどお話しした学童が落ちて死んだとかいう事案は、私も報告を受けておりますが、あの事案は、許可を受けないで、いわゆる無断転用で掘った穴のやうでございます。そのときには、農地法は、転用するに付いて所有権の移転をしたりあるいは使用収益権の設定をした行為が法律上は無効になる、無断転用の場合にはそれが無効だということ、それから罰則がかかるという二点しかないのでございます。普通の農地を転用して、たとえば工場を建てるとか、あるいは住宅を建てるとか、あるいは農地を買い取つたところが無効になるというところが一番のきめ手になりまして、罰則よりも何よりもそれが一番業者にとつては困るわけでございます。普通の農地転用、そういう住宅を建てるとか工場を建てるとかいうことを想定して実は農地法をつくつております

て、いま問題になっております砂利採取というのはあんまり想定をしてなかったやうでございます。ですから、そういう砂利採取のような場合には法律行為が無効になるといふも、別に、極端に言えば痛痒を感じないわけであつて、罰則しか残らないということになるわけでありまして、お尋ねの神奈川の事案につきましては、県の当局で事故が起きる直前に無断転用があることを発見いたしました、直ちに業者に出頭を命じたのですが、なかなか出てこない。さらにすぐに埋め立てろというのを強力に指示をしたのですけれども、そのうちに不幸にしてあいつ事故が起きてしまつたというところのやうでございます。その後警察当局とも連絡をいたしまして、罰則関係の取り締まりのほうは手続を進めておるやうでございますけれども、ただ罰則をかけるだけでは事は済まないわけでございまして、できるだけ早くあの穴を埋めるといふことが問題になる。農地転用の制度は、御説明をしておりますやうに、一度農地を農地以外のものにするという関門をくぐるところはきびしくいろいろやるわけですが、無断転用をやつてしまふとか、あるいはくぐつたあとと

いうのは、正直に申し上げてなかなかきめ手が十分でない面があるわけです。特に砂利採取の場合にはそういう点があるわけでありまして、先ほど建設大臣がお答えになりましたやうに、砂利採取業の監督官庁でございます通産省とも連絡をいたしまして、砂利採取法というのがあるんですが、農地転用のほうも取り締まるけれども、タイプアップして通産省のほうでも、向こうの法律があるいは一般的な指導監督でもう少し一緒にやつたらないだらうかというのをいま相談しております。幸い通産省のほうでも非常に前向きで、いま相談が進んでおりますので、いましばらくあるいはかかるかと思ひますけれども、手抜かりのないやうに進めていきたいと思ひます。

○加藤(万)委員　いまの御説明にありましたやうに、まさに農地法の抜け穴を巧妙に砂利採取業者が利用していると言つていいと私は思ふのです。

中島産業というのが実は辻堂の事故を起こした会社なんです。これはいま過失致死罪で送検をされようとしているわけです。その中島産業が、次のこの神奈川の事件が起きたすぐ隣で同じようなことをやっているわけです。もちろんさくがないためでしよう。いま神奈川で起きた事件なんか見ますと、この起した会社は解散してしまつたわけです。責任追及をする所在がもうないわけです。第二には警察が云々、こう言われましたけれども、警察は、これは親の保護が悪かつたという、あるいは偶然起きた事故であるというような、責任の追及をする所在がないものですか、警察はそう言っているのです。それからいま農地委員会の話が出ましたけれども、農地委員会は始末書一通です、確かに無許可で穴を掘つてすみませんでした、そして始末書を出していつか日に埋めます、それを言っただけでその会社はもう解散です。きょう遺族の方も傍聴に見えておりますけれども、こういう状態になった責任というものは一体だれが負うべきか、もう会社がないのですよ。それからいま言いました行政指導が、私は監督官庁がその許可条件をしつかりと認定しなかつたところにこういう事件が起きたと思うのですけれども、一体行政監督官庁にその責任があるのではないかというふうに実は思うのです、その意味では。

そこで、建設大臣が退席されるそうですから、大臣に関する後半の部分ですけれども、お聞きだけしておきたいと思うのですが、実は御遺族の方が見えて——私は別に補償の問題を云々ということではないのです。これから雨季になり、神奈川県は先ほど言いましたように百三十九カ所もこういうところがあるわけです。盗掘を合わせるとこの倍近くになるのではないかとわけています。子供は水遊びをするわけですね。幾ら親がめんどろを見守っていてもなかなか目が届かない点もあります。そこで遺族の方は、できればこういうことが再び起きないような国民運動といひましようか、そういうことをやりたい、こう言っておられる。そこで私は、交通事故についても、御案内のように政府側から御援助いただいたり御協力いただいて交通安全協会とか、子供を守る交通何とか協会とか、たくさん、国民運動、カンパニア組織というものがあつたわけですね。そこで私はこれから起きるであろうこういう事故に対して、私の同僚議員に聞きます、もう全国各地だということです。河川敷ないしは海岸の沿岸地帯は、全国各地に加藤君そういう状態が起きているのだというのです。したがっていつ子供をなくすかわからないという状態なので、これから特に夏に向かうこの時期に向かつて、政府側でそういう国民運動ないしは事故対策の、たとえば通産、農林、建設を含めたこの問題に対する総合的な対策委員会のようなもの、ないしは国民へのアピールといひましようか、そういうものを行なう意思があるかどうか。この点は大臣にちよつとお聞きをしておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 いまお聞きしまして、私は初めて聞いたわけですが、昨年起こつた事故ということ、まことに御気の毒な事故でございます。いづれにいたしましても政府の責任でございます。建設省とか農林省とかあるいは通産省とか——政治の責任でございます。したがっていまして、せつかくの御提案でございますし、また遺族の方々に對して弔意を表しますとともに、政府としては万全の措置をとりたい、かように考えておる次第でございます。

この際、率直にわれわれの政府の欠陥を申し上げますと、実はこの業者を取り締まる砂利採取法の通産省の所管のものは、業者の届け出になつてゐるのです。届け出をすればそれはだれでもやれることなんです。つまり許認可のあれがないのであります。したがっていましてきょうやつたかと思ひばあしたはやらぬ、つまり非常にあいまいなことなのでございます。それとともに私のほうの建設省のことにあります、砂利が非常な市場性があつたためにひとつどこでもいって砂利を取ればいいじゃないか、農地であらうと何であらうと掘り返して取ればいいじゃないかという、非常にそういう乱掘が行なわれておるのではありません。これはまさに建設省の責任でございます。したがって今後は続くのであるから、砂利の問題は非常に重要な問題であるから、絶対に砂利を正当な方法で正當な価格で提供するようにしなければならぬ、かように考えまして、就任以来砂利問題に一生懸命取り組んでおるのでございます。しかしながら、一般に砂利業者というものは非常に中小業者で、しかも伝統が何か、よく実態もつかめぬ、その中に入るのさへ危険であるというような場合もたくさんあるのでございます。しかし、そういうことは言っておられませんか、私といたしましては、砂利を供給する場合の対策といたしましていろいろな方法を講じたい、かように考えまして、せつかく建設省といたしましては砂利対策について真剣に取り組んでおる次第でございます。したがっていまして、それとともに農林、ことに通産省の業者の監督あるいは許認可の問題等、非常に考えなければならぬ問題があると思ひますので、三省寄つて、遺族の方々にも申しわけできるように十分対策を講じたい、かように思ひ次第でございます。

○加藤(元)委員 大臣にたいへん適切なおことばをいただきまして、おそらく御遺族の方もこれからそういうことに力を得てこういう運動なりあるいは再犯がでるのだと思ひます。

そこで、いま大臣が言われましたように、これは許認可制度じゃないのです。押えるところ、一つは業者をどうするかという問題と、いま一つはその採掘を、特に河川敷に對しては建設省が相当制限事項を、特に相模川なんかの場合には加えておりますから、もう河川敷からの採掘はできないのです。そうすると、勢いまわりのいわゆる農地の転用あるいは相模川沿岸の砂の盗掘、これは完全な盗掘です、こういう状態なんです。そこで私は農林省にお聞きをしたいのですが、今日では、農地転用にものすごくきびしい条件をつけてここでチェックする以外はないと私は思つてゐるのです。河川敷の場合は河川法なり砂利何とか法によつていま相当この制限が加えられますけれども、農地転用についてはまさに農地委員会——そんなことを言つてはおかしいですけれども、地方の農地委員会へ行きますと、その土地を売る地主さんが農地委員になつてゐるのです。みづからの利害関係で、社会的な関係というものを無視して認めるわけです。そうしてその結果盗掘が見つかると、御承知のようにこんな始末書一通でこまかしてゐるわけです。私は、ここで農林省は、いまの大臣のことばから引用するわけではございませんが、雨季を迎え、夏場を迎えるという時期に、特に下部に對して行政指導の指示を出す必要があるというふうに思ひますが、この辺どうでございます。

○小山説明員 農地転用の取り締まりをきびしくするという場合に、いまの法律のままで十分かどうかという問題と、運用をきびしくするというのと、両方考えなければいけないわけでございます。農地法の問題につきましては、いま通産省とも担当者段階でいろいろ協議をしております。農地法のほうでやつたほうがいいのかあるいは砂利採取法のほうでやつたほうがいいのか、これは考え方が両方あるわけでございますが、私のほうは、どちらかといへば、農地法はどうしても農地の範囲だけになって、農地が農地でなくなつたあとの追跡というのはなかなかむずかしい点もあるものですから、あまり役所の所管にとらわれないうで、むしろほんとうにきびしくできるほうで、砂利採取法のほうがよければそれでやつてもらつたほうがいいのではないかと、このところまで歩み寄つて、いま両省の間で、担当者段階でございますけれども事務的な協議をしております。

それから、いづれにいたしましてもそれが実現するまでの間の運用をきびしくするといういまいのお話でございますので、これはさつそく上司とも相談をしなければなりませんけれども、私ども、

いま各県の転用の基準が若干まちまちになってお
るところもございいますので、少なくともその中の
一番きびしい線以上に全県をそろえるということ
が必要でございいますし、そのときにどうやってき
びしく出した通達なり指示をらせるかというこ
とについては、かなり、私どもだけではなくて、地
方農政局という農林省の出先がございいますが、そ
れから県知事のほうでも関心を持っていただかな
ければならないということで、いろいろな具休
策を考えております。お説のようにきびしくする
という方向でいままやっております。

○加藤(万)委員 確かに、農地委員会でも勧告さ
れるのですよ。それから辻堂の問題なんかで言い
ますと、盗掘ですから、勧告以上のものをやるので
す。ところが勧告したりあるいはきょう埋め立て
ますというときのあとに必ず事件が起きているの
です、この三件見ましても、というのは、勧告が
ありあるいは農地委員会とられた以後は、その
時期までに一窩千里に掘ってしまえ、そういう悪
質業者なんですね、私に言わせるならば、した
がって、御承知のように砂地を掘るのですから、
傾斜がきびしくなる。子供がちよつと行つて足
をかけてもずるずるつとすべつてしまふ、こういう
状態なんです。そこへ事故が起きますね。事故が
起きると、その業者は、先ほど言ったように届け
出制度ですから、私らはもうやりません、した
がってパアにしちゃうんですから、そこへ新しい
会社をつくつてはそういうことをやっている。過
失致死罪に問われている業者が再びやっているの
です。こういうことになる、私は、何といいま
しょうか事前の策あるいは勧告時における強制的
な埋め立てといひましようか、そういうものを行
なわれないと、これは何回でも続発する可能性が
あると思うのです。もし農地委員会が勧告なり何
なりされる際には、勧告即埋め立て、そして行政
上の点検、これを加えていただかないと、事実上
は災害防止ができない。ひとつこの辺はこれから
行政指導される場合にはぜひお願いを申し上げた
いと思います。

最後にひとつお願いしますが、いま幾つか申し
ました事件ですね。それぞれ現時点でも未解決で
す。たとえばいまの神奈川の事件なんか、もう五十
日たつておりますけれども、警察はどうも事故死
であるか何かわからないので捜査ができないん
ですね。捜査ができないと言つてもいいでしょう。あ
るいは農地委員会は、私のほうは勧告したけれど、
業者がそういうことをやりましたからと逃げてお
るわけですね。業者はそのまま解散ですから、持っ
ていっても、いや私のほうは企業は解散しました
ので、こういう状態です。そこで私は、相模川の
河川、これは一番近くで砂利採掘が一番多いとこ
ろです、それから相模湾の沿岸ですね、これは砂
が非常に多いところですから、この現地調査を農
林省のほうでやりいただけないものだろうか。
特にいま幾つか私指摘しました事故現場の実情調
査を監督官庁を通してやつてもらえないものか、
この御返事をひとついただきたいと思います。

○小山説明員 いま県の担当者呼びましていろ
いろ実情を聞いております。神奈川県はほかに埼
玉県にも実は問題がありまして、いま両県の責任
者を呼んで実情を聞いておりますので、その上で
上司とも相談をいたしまして、できるだけ先生の
お話のようにしたいと思ひます。

○加藤(万)委員 最後に要望だけ。先ほど建設大
臣から言われましたこの防止のための国民運動、
これは全国的に起きている問題だろうと私は思う
ので、この点については農林省、通産省、特に建
設省あたりが音頭をとつていただいて、ぜひとも
ひとつ早急に会議を開き、その施策を実行してい
ただきたいと思ひます。

なお、これに関連して、当然のことですが、実
は遺族の補償とか何とかいう問題が起きているわ
けです。ところが、経過はいま言いましたようなこ
とですから、遺族の人も実はだれをどうしてい
かということに歯ぎしりをしておられる状態なん
ですね。その遺族の意思は別にお金の問題じゃな
い、むしろそういうことによつて悪質な業者が砂
利採掘ができない、そういうことを社会的に知ら
せる必要があるのだということが本意なんです。
そこで私は、いま実情調査をお願いいたしたの
も、そういう警察の手ぬるさといひましようか、
あるいは農地委員会の責任のがれといひましよう
か、そういうものに対してやはり上級の行政機能
から働きかけが行なわれれば、どれほどか住民の
人は安心して子供を遊ばせることができるかと思
うのです。先ほど言ひましたように、学校から
百メートルも離れていないところに大きな穴が
あつて、水が満々とたえられておる。しかもそれ
には鉄さくも何もない。ダンプカーが激しく通る
ものですから、子供が普通の道路を通過して学校に
通学できないのです。しょうがない、農地を通つ
ていくと、農地のそばには今度は畑のほうに鉄さ
くが張つてあつてよけて通らなければならぬ。よ
けて通ると今度は穴がある、こういう全く悪循環
ですね。児童保護の悪循環があるわけですから、
この面についてはぜひとも上級機関からの御指
示、御指導、警察——警察といふことはちよつ
と強いですが、私のきょうの質問を終わります。

○森下委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は
来たる十九日金曜日午前十時より理事会、十時三
十分より委員会を開会することとし、これにて散
会いたします。

午後零時三十七分散会

建設委員会議録第五号中正誤

ハ 段行 誤 正

ハ 二 官工事

ハ 一 末 柴田説明員 柴田参考人

昭和四十二年五月二十二日印刷

昭和四十二年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局